

# 山梨県セーリング連盟

## 会 則

(名 称)

第1条 本連盟は山梨県セーリング連盟という。

(組 織)

第2条 本連盟は山梨県内の各ヨットクラブ並びに大学、高校、中学のヨット部をもって構成される。

(事務局)

第3条 本連盟の事務局を富士急行株式会社内におく。

(目 的)

第4条 本連盟は山梨県内におけるヨットの普及とヨットを通じ日本の次代をになう心身共に健全な青少年の育成を図ることを目的とする。

(事 業)

第5条 本連盟は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 ヨット教室の開催
- 2 バッチテストの開催
- 3 ヨットレースの開催
- 4 普及指導に関する事項
- 5 安全講習会の開催
- 6 少年ヨットに関する事項
- 7 ルール講習会の開催
- 8 競技に関する事項
- 9 計測に関する事項
- 10 選手強化に関する事項
- 11 高体連に関する事項
- 12 ボード対策に関する事項
- 13 会員、保険に関する事項
- 14 ハーバーに関する事項
- 15 財務に関する事項
- 16 県連所有物の管理に関する事項
- 17 その他

(役員)

第6条 本連盟に次の役員を置く。

- |    |      |       |
|----|------|-------|
| 1  | 会長   | 1名    |
| 2  | 会長代行 | 1名    |
| 3  | 副会長  | 若干名   |
| 4  | 理事長  | 1名    |
| 5  | 副理事長 | 3名    |
| 6  | 常任理事 | 4名以内  |
| 7  | 理事   | 15名以内 |
| 8  | 監事   | 2名    |
| 9  | 事務局長 | 1名    |
| 10 | 事務局  | 若干名   |

(会長)

第7条 会長は理事会で推挙し、総会決定する。

会長は連盟を総括し、本連盟を代表する。

(会長代行)

第8条 会長代行は理事会で推挙し、総会が決定する。

会長代行は会長を補佐し、会長在らざるときは会長職務を代行するとともに、会長事故あるときは、これを代理する。

(副会長)

第9条 副会長は理事会で推挙し、総会が決定する。

副会長は会長及び会長代行を補佐する。

(理事長)

第10条 理事長は理事の互選とする。

理事長は上部役員を補佐し、上部役員に事故あるときは、これを代理する。

当該年度の事業計画、収支管理を実行する。

(副理事長)

第11条 副理事長は理事の互選とする。

副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときは、これを代理する。

(常任理事)

第 12 条 常任理事は理事の中から理事長が任命する。

常任理事は各委員会を統括する。

理事長、副理事長、常任理事をもって常任理事会を構成する。

(理 事)

第 13 条 理事は会員の中から理事会で推挙し、総会が決定する。理事は各委員会を統括する。

理事 1 会員、保険委員会

理事 2 総務、企画、庶務、広報委員

理事 3 バッチテスト委員会

理事 4 普及、指導、安全委員会

理事 5 少年ヨット委員会

理事 6 ボードセイリング委員会

理事 7 強化委員会

理事 8 競技、レース、ルール、計測委員会

理事 9 高体連委員会

理事 10 コンプライアンス委員会

以上 15 名以内とする。ただし、副理事長、常任理事が兼務する場合もある。

理事は理事会を構成する。

(監 事)

第 14 条 監事は理事会で推挙し、総会が決定する。

監事は会計を監査する。

(事務局長、事務局)

第 15 条 事務局は、会計その他の事務業務を行い、連盟の銀行通帳等を保管する。

事務局長はこれを統括する。

事務局長は理事会で推挙し、会長が決定する。

事務局長は、事務局員を指名することができる。

(任 期)

第 16 条 役員の任期は 2 ヶ年間とする。

但し、再任は妨げない。

欠員により就任した役員の任期は前任者の残存期間とする。

(名誉会長)

第 17 条 本連盟に名誉会長を置くことが出来る。

名誉会長は理事会で推挙し、総会が決定する。

(顧問、参与)

第 18 条 本連盟に顧問、参与を置くことが出来る。

顧問、参与は理事会で推挙し、総会が決定委嘱する。

(会議の種類)

第 19 条 総会、常任理事会、理事会、委員会とする。

但し、理事会をもって総会にかえることが出来る。

(総 会)

第 20 条 総会は年 1 回これを開催し下記の事項を審議する。

- 1 予算及び決算
- 2 事業計画
- 3 会則の変更
- 4 その他の事項

(常任理事会)

第 21 条 常任理事会は次の事項を審議する。

- 1 事業計画の実行運営に関する事項
- 2 理事会に提出する事項
- 3 理事会の決議を要することで委任を受けた事項
- 4 各委員会の運営に関する事項
- 5 その他会長が必要と認めたとき

(理事会)

第 22 条 理事会は次の事項を審議する。

- 1 総会を開くことが出来ない場合における権限代決
- 2 総会の評決を要することで委任を受けた事項
- 3 外郭団体からの委嘱、任命等に関する事項
- 4 事業の運営に必要な事項
- 5 その他理事長が必要と認めたとき

(委員会)

第 23 条 委員会は次の事項を審議する。

- 1 委員会の運営に関する事項
- 2 その他委員長が必要と認めたとき

(会議の運営)

第 24 条 各会議は会長、理事長、委員長が招集し、議長は招集者があたる。

会議の議決は出席者の過半数で決める。可否同数の時は議長が決める。

全ての会議は、書記担当者を決め、議事録に内容を記入し、事務局が保管する。

常任理事会、理事会に出席できない理事は委嘱状を提出することとする。

年間出席率が 5 割以下の場合、理事会の決議により当該理事を解任する場合がある。

(経 費)

第 25 条 本連盟の経費は、会費、寄付金、補助金その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第 26 条 本連盟の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

付 則 本会則は昭和 3 9 年 2 月 1 6 日から施行する。

平成 5 年 6 月 5 日 一部改正

平成 1 5 年 5 月 3 1 日 一部改正

令和 3 年 6 月 5 日 一部改正